

建設工事の総合評価落札方式における「評価項目」の見直しについて

建設工事の総合評価落札方式における「評価項目」については、平成18年度の制度導入以来、毎年見直しを行っておりますが、企業の技術力をより適正に評価するため、以下のとおり見直します。

なお、適用については、平成25年4月1日以降の入札公告案件から適用します。

1 「継続教育（CPD）の取組状況」に係る評価対象の見直し

(1) 土木工事等

- 配置予定技術者の継続教育（CPD）の受講科目については、年度により開催される講座に偏りがあることや、継続教育（CPD）の受講を促し、技術力のさらなる向上を図るため、以下のとおり改正します。

現行	直近1か年度の各団体が発行するCPDの単位取得
	・ 10単位以上の取得あり 0.50点
	・ 10単位未満の取得あり、又は取得なし 0.00点



改正	直近2か年度の各団体が発行するCPDの単位取得
	・ 20単位 以上の取得あり 0.50点
	・ 10単位以上の取得あり 0.25点
	・ 10単位未満の取得あり、又は取得なし 0.00点 ※太字部分が改正

(2) 建築工事

- 建築工事についても土木工事等と同様の理由に加え、（財）建築技術教育普及センター及び岐阜県建築施工管理技士会も（社）日本建築士連合会と同等のCPD制度が運用されているため、これらも対象とするよう、以下のとおり改正します。

現行	直近1か年度の（社）日本建築士連合会が発行するCPDの単位取得
	・ 25単位以上の取得あり 0.50点
	・ 25単位未満の取得あり、又は取得なし 0.00点



改正	直近2か年度の 建築関係の各団体 が発行するCPDの単位取得
	・ 20単位 以上の取得あり 0.50点
	・ 10単位以上の取得あり 0.25点
	・ 10単位未満の取得あり、又は取得なし 0.00点 ※太字部分が改正

2 「技術所見（技術提案）」に係る課題数及び提案項目数の見直し

- ・技術所見（技術提案）については、これまで発注者が求める課題数に制限がなかったため、効果がほとんど期待できない提案もみられ、その提案に対する発注機関の評価作業等の事務負担が大きいことや、課題数を3課題以内に制限している国や他県に比べて入札参加者に負担がかかっていることから、以下のとおり改正します。

現行	形 式	課題数	提案項目数
	簡易型②	制限なし	1 課題につき、5 項目以内
	技術提案型	制限なし	1 課題につき、5 項目以内



改正	形 式	課題数	提案項目数
	簡易型②	1 課題	1 課題につき、5 項目以内 単純工種は、3 項目以内
	技術提案型	3 課題以内	1 課題につき、5 項目以内

※太字部分が改正